

参 考 資 料

第 3 3 7 回臨時会（令和 8 年 2 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1 ~ P 3
- 議案第 8 号
教科用図書採択地区及び名称の変更について P 4

1 令和8年度当初予算案の全体像(県教育委員会分)

参考資料
報告第1号関係

- 令和8年度当初予算案における県教育委員会関係予算額 **約1,385億9千万円**
- 対前年度比 **約67億7千8百万円増額** (伸び率約+5.1%)

【教育費全体】 (単位:百万円)

| 区分 | 令和8年度 | 令和7年度 | 前年度との比較 | |
|-------------------|---------|---------|-------------|---------|
| | 当初予算額 A | 当初予算額 B | 増減額 (A - B) | 伸び率 (%) |
| 教育費 (教育委員会所管分) | 138,590 | 131,812 | 6,778 | 5.1 |

※教育費は県教育委員会所管分であり、知事部局所管分を除く

【増額の主なもの(人件費以外)】 (単位:百万円)

| 事業名 | 対前年度差額 | 主な内容・理由 |
|-----------------------|--------|--|
| 県立高等学校等就学支援金交付金 | 280 | 所得制限撤廃による支給対象者の増 |
| 奨学のための給付金(公立) | 165 | 給付対象を非課税世帯から低・中所得世帯へ拡充したことによる支給対象者の増 |
| 教職員用コンピュータ整備費(高校・特支) | 559 | 県立学校の教職員用コンピュータの更新に係る経費の増 |
| 大規模改修(避難所機能強化)(高校・特支) | 313 | 新たに県立学校の避難所機能を強化(空調・Wi-Fiの整備、トイレ改修)するための経費の増 |

2 令和8年度当初予算 重点取組項目

参 考 資 料
報 告 第 1 号 関 係

「こどもまんなか青森」という県の重要施策を進めるにあたり、県教育委員会での令和8年度重点取組項目の1つ目は、未来を担うこどもたちの幸せを第一に考え「**こどもたちの生きる力を育む学びの推進**」とします。2つ目は、教職員がそのこどもたちに寄り添い、「生きる力を育む教育」に専念できるよう「**教職員のやりがいをもとめるための環境整備**」とします。3つ目は、県政の課題である若者の県内定着に向けて、学校教育、社会教育の取組として「**ふるさとを愛する心を育む教育の推進**」とします。

令和8年当初予算 重点項目

1

こどもたちの生きる力を育む学びの推進

教育DX、こどもの意欲や主体性を育む学び、誰もが学べる環境づくり、県立高校の魅力づくり

2

教職員のやりがいをもとめるための環境整備

働き方改革の推進、処遇改善、“研究と修養”の全力応援

3

ふるさとを愛する心を育む教育の推進

高校生の県内定着、郷土愛の醸成

3 県教育委員会 令和8年度当初予算案の概要

参 考 資 料
報 告 第 1 号 関 係

① こどもたちの生きる力を育む学びの推進

- 教育DXの促進による、こどもの個々の理解度に応じた学びの支援
- 探究学習等による、こどもの意欲や主体性を育む学びの実現
- 一人ひとりのニーズに適した学習支援による誰もが学べる環境づくり
- 高等学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえた県立高等学校の魅力づくりの加速化

- 【継】 県立学校次世代校務デジタル化推進事業
- 【継】 学校DXスタートアップ事業
- 【継】 県立学校情報教育推進事業(1人1台端末)
- 【継】 主体的に未来を切り拓く高校生による「あおもり創造学」プロジェクト事業
- 【拓】 特別支援学校における医療的ケア実施体制整備事業
- 【新】 特別支援教育推進ビジョン検討事業
- 【新】 夜間中学設置促進事業費補助
- 【新】 学びの多様化学校設置促進事業費補助
- 【継】 県立学校施設整備事業
- 【新】 ミライへつなぐ遠隔教育推進事業(※R6国補正からの継続)
- 【新】 高等学校教育改革先導校創出事業

《主要事業》

③ ふるさとを愛する心を育む教育の推進

- 高校生の県内定着に向けた全ての高校生に対するキャリア支援
- 若者の県内定着の根底となる、幼少期からの郷土愛の醸成

- 【拓】 高校生のキャリア総合支援プロジェクト事業
- 【新】 ふるさと青森を愛する人づくり推進事業
- 【拓】 CSと地域学校協働活動の一体的推進事業

《主要事業》

② 教職員のやりがいを高めるための環境整備

- 学校における教職員の働き方改革の推進を通じた教育の質向上
- 教職員の処遇改善
- 教員の“研究と修養”の支援による教職員の専門性向上

- 【拓】 公立学校における教育改革支援事業
- 【拓】 学校における文化部活動推進事業
- 【拓】 学校における運動部活動推進事業
- 【継】 外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業
- 【新】 教員採用試験第一次試験共同実施
- 【継】 教職員の処遇改善(教職調整額の引き上げ等)
- 【新】 教職大学院派遣事業

《主要事業》

スポーツの振興と文化財の保存・活用

- 国スポに向けた本県選手の競技力向上と県有体育施設の整備
- 県立郷土館の整備
- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の認知度向上・受入態勢の充実

- 【継】 競技力向上対策特別事業
- 【新】 スポーツクライミング施設整備事業
- 【新】 県立郷土館基本計画策定事業
- 【拓】 「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産登録5周年記念関連事業

《主要事業》

関 係 法 令 （ 抜 粋 ）

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律

（採択地区）

- 第 1 2 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。